

カジノ管理委員会第23回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者

1 日時

令和2年9月10日 14時00分～14時50分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

○北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員

○徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、住友監督総括課長
(議事担当課)

第2 要旨

1 議決事項

なし。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（これまでの議論に基づく論点整理（4））について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制のこれまでの議論に基づく論点整理（カジノ行為業務の状況等の報告、事業者等に作成・保存を義務付ける記録の保存期間及び保存方法、カジノ事業の免許等の欠格事由）について説明があり、主に以下の点について検討した。

・カジノ行為業務の状況等の報告（下記、IR整備法第七十五条参照）

(カジノ行為業務の状況等の報告)

第七十五条 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、三月ごとに、カジノ行為業務及びカジノ施設の運営の状況に関し、カジノ管理委員会規則で定める事項をカジノ管理委員会に報告しなければならない。

2 カジノ事業者は、前項に定めるもののほか、カジノ行為に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実を発見したときは、遅滞なく、これをカジノ管理委員会に報告しなければならない。

・事業者等に作成・保存を義務付ける記録の保存期間及び保存方法関係（下記、IR整備法第六十七条等参照）

（カジノ行為粗収益の集計等）

第六十七条

- 4 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、これにカジノ行為粗収益の集計の状況に関する事項を記録し、これを保存しなければならない。

（入退場時の本人確認等）

第七十条 カジノ事業者は、入場者について、当該入場者がカジノ行為区画に入場しようとする時及びカジノ行為区画から退場しようとする時ごとに、当該入場者から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（本邦内に住居を有しない日本人及び外国人並びに本邦内に住居を有する外国人であつて住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五の表の上欄に掲げる者（以下この項において「中長期在留者等」という。）以外のものにあつては、旅券（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に掲げる旅券をいう。）その他の特定の入場者を識別することができるものとしてカジノ管理委員会規則で定めるもの）の提示を受け、当該入場者から当該個人番号カードに記録された署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書をいう。）の送信を受ける方法その他の特定の入場者の識別及び当該入場者に係る入場等回数を確認をすることができるものとしてカジノ管理委員会規則で定める方法により、本人特定事項（氏名、住所等（本邦内に住居を有する日本人及び中長期在留者等にあつては住所を、本邦内に住居を有しない日本人にあつては本籍地都道府県名を、中長期在留者等以外の外国人にあつては国籍をいう。）、生年月日及び写真をいう。以下この条において同じ。）及び当該入場者が前条の規定によりカジノ施設に入場させ、又は滞在させてはならないこととされている者（以下この節において「入場禁止対象者」という。）に該当しないことの確認をしなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。この場合において、カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

- 一 当該確認をした日時及び当該入場者の本人特定事項（写真を除く。）
- 二 当該入場者が入場禁止対象者に該当するかどうかについての当該確認の結果
- 三 当該入場者がカジノ行為区画に入場したときは、その入場した日時及び当該カジノ行為区画から退場した日時
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

(カジノ行為業務に使用するカジノ関連機器等)

第七十四条

- 5 カジノ事業者は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ関連機器等の管理に関し、点検及び修理の状況その他のカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

(特定金融業務の記録)

第七十七条 カジノ事業者は、特定金融業務を行ったときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記録した特定金融業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

- 一 当該特定金融業務に係る顧客の氏名、住所又は居所及び生年月日
- 二 当該特定金融業務を行った日時
- 三 当該特定金融業務の種別及び内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

(個人信用情報の提供等)

第八十七条

- 4 カジノ事業者は、契約指定信用情報機関に顧客に係る信用情報の提供の依頼（当該顧客に係る他の指定信用情報機関が保有する個人信用情報の提供の依頼を含む。）をしようとするときは、当該顧客から書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、カジノ管理委員会規則で定めるものをいう。以下この款において同じ。）により同意を得なければならない。
- 5 カジノ事業者は、特定資金貸付契約を締結しようとするときは、顧客から書面又は電磁的方法により次に掲げる同意を得なければならない。
- 一 当該顧客に関する個人信用情報を契約指定信用情報機関に提供することについての同意
 - 二 前号の個人信用情報を契約指定信用情報機関が当該契約指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した事業者（次号において「契約事業者」という。）に提供することについての同意
 - 三 第一号の個人信用情報を契約指定信用情報機関が他の指定信用情報機関の契約事業者からの依頼に基づく当該他の指定信用情報機関の提供の依頼に応じ、当該他の指定信用情報機関の契約事業者に提供することについての同意
- 6 カジノ事業者は、前二項の同意を得たときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該同意に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

(カジノ行為関連景品類の規制)

第百八条

- 2 カジノ事業者は、カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換したときは、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 一 カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した日時
 - 二 カジノ行為関連景品類を提供し、又はチップと交換した顧客の氏名
 - 三 提供し、又はチップと交換したカジノ行為関連景品類の内容及び経済的価値
 - 四 前三号に掲げるもののほか、カジノ管理委員会規則で定める事項

(自己確認)

第百五十四条

- 3 前二項の確認（以下この条において「自己確認」という。）をしたカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者又はカジノ関連機器等外国製造業者（以下この節において「自己確認実施製造業者等」という。）は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項をカジノ管理委員会に届け出なければならない。
- 四 当該自己確認の結果
 - 五 前各号に掲げるもののほか、自己確認の方法に関する事項としてカジノ管理委員会規則で定めるもの
- 4 自己確認実施製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、前項第四号及び第五号に掲げる事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

(設計合致義務等)

第百五十五条

- 3 自己確認実施製造業者等は、製造し、又は輸入した非電磁的カジノ関連機器等について、前条第三項の規定による届出に係る同条第一項第二号の措置に関する事項に従って検査をし、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、当該検査の記録を作成し、これを保存しなければならない。

(記録)

- 第百五十七条 カジノ関連機器等製造業者等は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、カジノ関連機器等の製造、輸入、販売若しくは貸与又は保守若しくは修理その他のカジノ関連機器等の管理に関しカジノ管理委員会規則で定める事項について記録を作成し、これを保存しなければならない。

(試験事務に関する事項の記録等)

第百六十七条 指定試験機関は、カジノ管理委員会規則で定めるところにより、帳簿を備え、これに試験事務に関する事項でカジノ管理委員会規則で定めるものを記録し、これを保存しなければならない。

・ **カジノ事業の免許等の欠格事由関係（下記、IR整備法第四十一条等参照）**

(免許の基準等)

第四十一条

2 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(9)までに掲げる者のいずれかに該当する者

(9) 心身の故障によりカジノ事業を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

(確認の基準)

第百十六条

2 カジノ管理委員会は、申請対象者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、第百十四条の確認をしてはならない。

三 心身の故障により特定カジノ業務を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

(免許の基準等)

第百二十六条

2 カジノ管理委員会は、第百二十四条の免許の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該免許を与えてはならない。

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

ロ 心身の故障によりカジノ施設供用事業を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

(特定の業務に従事する者の確認)

第百三十四条

- 2 第百十五条から第百二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者(第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。)について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(許可の基準等)

第百四十五条

- 2 カジノ管理委員会は、第百四十三条第一項の許可の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、当該許可を与えてはならない。

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

イ 個人であるときは、次の(1)から(3)までに掲げる者のいずれかに該当する者

- (3) 心身の故障により当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

(カジノ関連機器等外国製造業の認定)

第百五十条

- 2 第百四十三条第二項、第百四十四条(第一項第二号を除く。)及び第百四十五条から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第百四十六条第四項中「第百四十四条」とあるのは、「第百四十四条(第一項第二号を除く。)」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百五十八条

- 3 第百十五条から第百二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者(以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。)について、第百二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定)

第一百五十九条

5 カジノ管理委員会は、第二項の申請について、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、第一項の規定による指定をしてはならない。

二 申請者の役員のうち次のイ又はロに掲げる者のいずれかに該当する者があること。

ロ 心身の故障により試験事務を適正かつ確実に遂行することができない者としてカジノ管理委員会規則で定めるもの

(特定の業務に従事する者の確認)

第一百六十五条

2 第十五条から第二十条までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二十三条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

以上